

自己点検項目

Table with columns: 主眼事項, 着眼点内容, 着眼点番号, はい/いいえ等, 根拠法. Rows include sections like 第1 基本方針, 第2 人員に関する基準, 第3 設備に関する基準, 第4 運営に関する基準, and 10 指定障害児通所支援事業者等との連携等.

自己点検項目

Table with 5 columns: Main Item (主眼事項), Focus (着眼点), Focus Number (着眼点番号), Rating (はい/いいえ等), and Reference Law (根拠法). Rows include items like '相談及び援助' (63), '指導、訓練等' (64-68), '社会生活上の便宜の供与等' (69-70), '緊急時等の対応' (71), '通所給付決定保護者に関する市町村への通知' (72), '管理者の責務' (73-74), '運営規程' (75), '勤務体制の確保等' (76-78), '定員の遵守' (79), '非常災害対策' (80-81), '衛生管理等' (82-83), '協力医療機関' (84), '掲示' (85), '身体拘束等の禁止' (86-87), '虐待等の禁止' (88), '秘密保持等' (89-91), '情報の提供等' (92-93), '利益供与等の禁止' (94-95), and '苦情解決' (96-98).

自己点検項目

主 眼 事 項	着 眼 点 内 容	着眼点 番号	はい・ いいえ 等	根拠法
	(2) (1)の規定により、指定放課後等デイサービスに要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	123	はい	平24厚告122二
2 放課後等デイサービス給付費				
(1) ①基本報酬 放課後等デイサービス給付費イ・ハ(1) (授業終了後)	放課後等デイサービス給付費イ及びハの(1)については、学校(幼稚園及び大学を除く)に就学している障害児(就学児)に対し、授業終了後に、指定放課後等デイサービスの単位において放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。(放課後等デイサービス給付費イは、別に厚生労働大臣が定める施設基準(平24厚告269八)に適合するものとして神戸市長に届け出たものに限る。)	124	はい	平24厚告122別表第3の1注1
放課後等デイサービス給付費ロ・ハ(2) (休業日)	放課後等デイサービス給付費ロ及びハの(2)については、就学児に対し、休業日に、指定障害福祉サービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。(放課後等デイサービス給付費ロは、別に厚生労働大臣が定める施設基準(平24厚告269八)に適合するものとして神戸市長に届け出たものに限る。)	125	はい	平24厚告122別表第3の1注2
放課後等デイサービス給付費イ・ロ(重症心身障害児以外)の施設基準	(施設基準) ① 放課後等デイサービス給付費イの(1)及びロの(1)を算定する場合 次のア及びイ又はウに該当すること。 ア 指定基準(重症心身障害児以外)に規定する従業者の員数を満たしていること。 イ 指標該当児(以下)の占める割合が100分の50以上であること。 ・食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について「全介助」の障害児 又は ・別表第2に掲げる項目が見られる頻度等をそれぞれ両者の0~2点に当てはめて算出した点数の合計が13点以上であると市町村が認めた障害児 ウ 指定基準(重症心身障害児)に規定する従業者の員数を満たしていること。 ② 放課後等デイサービス給付費イの(2)を算定する場合 上記ア、イに該当し、授業終了後に行う指定放課後等デイサービスの提供時間が3時間未満であること。 ③ 放課後等デイサービス給付費イの(3)及びロの(2)を算定する場合 上記アに該当しており、イに該当しない場合であること。 ④ 放課後等デイサービス給付費イの(4)を算定する場合 上記アに該当し、イに該当しない場合であって、授業終了後に行う指定放課後等デイサービスの提供時間が3時間未満であること。	126	はい	平24厚告269八
②減算 (定員超過利用職 算・サービス提供職 員欠減算・個別支 援計画未作成減算・ 自己評価結果等未公 表減算)	放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、次の①~④のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 ① 障害児の数又は従業者の員数が以下に該当する場合(減算割合が大きい方を適用) (定員超過利用減算) ・過去3月間の平均利用者数が利用定員に応じて以下に該当 当該月の利用者全員に100分の70 利用定員が11人以下：利用定員数に3を加えた数を超える場合 利用定員が12人以上：利用定員数に100分の125を乗じた数を超える場合 ・1日あたりの利用者の数が利用定員に応じて以下に該当 当該日の利用者全員に100分の70 利用定員が50人以下：利用定員数に100分の150を乗じた数を超える場合 利用定員が51人以上：利用定員数から50を引いた数に100分の125を乗じた数に、25を加えて得た数を超える場合 (サービス提供職員減算) ・基準上配置すべき職員が、1割を超えて員数を満たさない場合は翌月から、1割の範囲内で減少した場合は翌々月からそれぞれ起算して、解消に至った月まで、利用者全員に減算 2月間は100分の70、3月以降は100分の50(サービス提供職員欠減算) ・児童発達支援管理責任者が基準上配置すべき要件を満たさない場合は、翌々月から起算して解消に至った月まで利用者全員に減算 4月間は100分の70、5月以降は100分の50(児童発達支援管理責任者欠減算) ② 放課後等デイサービス計画が作成されていない場合(個別支援計画未作成減算) (イ)作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70 (ロ)作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50 (※児童発達支援管理責任者欠減算と個別支援計画未作成減算は、減算割合が大きい方を適用) ③ 自己評価結果等の公表について神戸市に届け出していない場合 100分の85(自己評価結果等未公表減算)	127	該当しない	平24厚告122別表第3の1注5 平24厚告271三 イ・ロ 留意事項通知第二の1(5)~(8)(10) H30.3.30報酬改定Q&A vol.1 問21 H30.5.23報酬改定Q&A vol.3 問2 平24厚令15第71条準用(第26条第5項)
(開所時間減算)	放課後等デイサービス給付費ロ、ハの(2)(休業日)の算定に当たって、運営規程に定める営業時間(サービス提供時間)が以下に該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 ・4時間以上8時間未満 100分の85 ・4時間未満 100分の70	128	該当しない	平24厚告122別表第3の1注6 平24厚告271三 ハ
(身体拘束廃止未実施減算)	やむを得ず身体拘束等を行ったにもかかわらず、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。	129	該当しない	平24厚告122別表第3の1注7 留意事項通知第二の1(9)
(2) 児童指導員等配置加算(有資格者配置) (放課後等デイサービス給付費イ・ロを)	放課後等デイサービス給付費イ・ロ(重症心身障害児以外)を算定する場合で、児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)等修了者を1以上配置しているものとして神戸市長に届け出た放課後等デイサービスの単位において、放課後等デイサービスを行った場合に、放課後等デイサービス給付費の区分及び利用定員に応じ、1日につき児童指導員等配置加算を所定単位数に加算しているか。	130	はい	平24厚告122別表第3の1注3,4 平24厚告269九(二の二準用)
(3) 児童指導員等加配加算	常時見守りが必要な就学児への支援や就学児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、以下の従業者の加配を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき児童指導員等加配加算を所定単位数を加算しているか。	131	はい	平24厚告122別表第3の1注8
①児童指導員等加配加算(Ⅰ)	放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加えて、以下の従業者を常勤換算方法で1以上配置しているものとして神戸市長に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、放課後等デイサービスを行った場合 ※放課後等デイサービスイ・ロ(重症心身障害児以外)を算定する場合で、本加算イの(1)(理学療法士等)又は(2)(児童指導員等)を算定する場合は、児童指導員等配置加算を算定しており、児童指導員、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)等修了者又は保育士を2以上(常勤換算方法)配置している場合に限る。 イ(1)・ロ(1) 理学療法士等(専門職員)： 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、心理療法の技術を有する従業者又は視覚障害者の生活訓練の養成研修修了者 イ(2)・ロ(2) 児童指導員等：児童指導員、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)等修了者 イ(3)・ロ(3) その他の従業者(障害福祉サービス経験者や指導員等、直接支援を行う者で上記に該当しない者)	132	はい	平24厚告122別表第3の1注8 平24厚告270七、七の二(一、一の二準用)
②児童指導員等加配加算(Ⅱ) (放課後等デイサービス給付費イ(1)(2)、ロ(1)を算定する場合に限る)	放課後等デイサービス給付費イの(1)(2)又はロ(1)(指標該当児の利用実績が100分の50以上)を算定する指定放課後等デイサービス事業所であって、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数及び児童指導員等加配加算(Ⅰ)の算定に必要な理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者の員数に加えて、さらに理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を常勤換算方法で1以上配置しているものとして神戸市長に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、放課後等デイサービスを行った場合 (個別支援計画未作成減算に該当する場合は、算定不可) ※本加算イ(理学療法士等)又はロ(児童指導員等)を算定する場合は、児童指導員等配置加算を算定しており、児童指導員、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)等修了者又は保育士を2以上(常勤換算方法)配置している場合に限る。	133	選択	平24厚告122別表第3の1注9 平24厚告270七、七の二(一、一の二準用)
(4) 看護職員加配加算	次の施設基準に適合するものとして神戸市長に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。(Ⅰ)~(Ⅲ)の併算は不可)	134	算定していない	平24厚告122別表第3の1注10

自己点検項目

Table with 5 columns: Main Item (主眼事項), Focus Point (着眼点), Focus Point Number (着眼点番号), Evaluation (はい・いいえ等), and Reference (根拠法). Rows include items like 'Special Support Addition' (特別支援加算), 'Medical Collaboration Addition' (医療連携体制加算), 'Transfer Addition' (送迎加算), 'Extension Addition' (延長加算), 'Relationship Collaboration Addition' (関係機関連携加算), 'Nursing/Education Transfer Addition' (保育・教育等移行支援加算), 'Welfare Staff Improvement Addition' (福祉・介護職員処遇改善加算), and 'Welfare Staff Improvement Special Addition' (福祉・介護職員処遇改善特別加算).

(参照法令等)

法：児童福祉法(昭和22年法律第164号)

法施行規則：児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)

基準関係：平24厚令15(指定通所基準、指定基準)：児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)